

日本の土地調査の歴史

▼班田収授の法(はんでんしゅうじゅのほう) 701年(大宝元年)～

大化の改新(645年)で定められた「改新の詔(みことのり)」において導入された、唐(当時の中国)の均田制にならった制度です。701年の大宝律令の制定により、本格的に行われるようになった土地管理制度です。

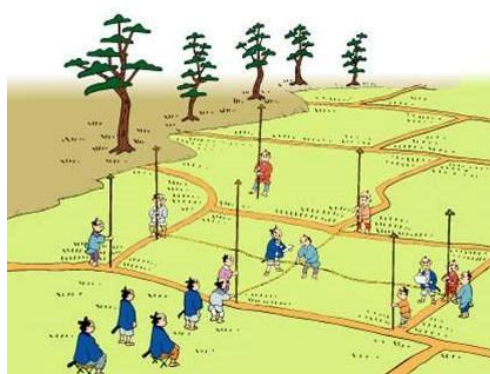
- ・ 6年ごとに人民の戸籍・計帳(税を徴収するための台帳)を作りました。
- ・ 土地を全て国有とし、田を班(わか)って口分田として人民に分け与えました。(売買は禁止で、本人が死亡すると国に返納されました)
- ・ 分け与えられる田の大きさは、6歳以上の男子で2反(約23アール)、女子はその3分の2でした。この「班田収授の法」で田を分ける時に、「田図(でんず)」という地図が作られました。



▼太閤検地(たいこうけんち) 1582年(天正10年)～

戦国時代の武将である豊臣秀吉(1536～1598年)は、全国統一を成し遂げたのちに農民の田畑について、一筆(いっぴつ)ごとの広さを測り、土地の石高(こくだか)などを定める「太閤検地」を行いました。

これが統一的な方法によって、全国的に行われた日本で最初の土地調査です。



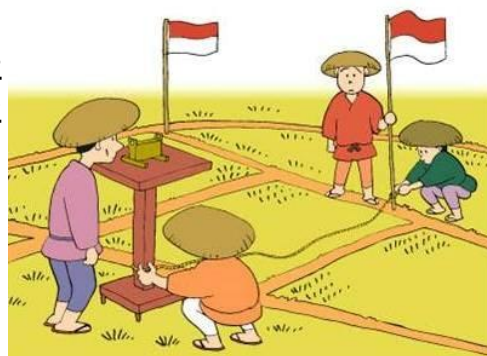
▼地租改正(ちそかいせい) 1873年(明治6年)～

地租改正とは、明治政府が行った土地制度の改革で、地券(ちけん)を発行して土地の所有者を確定し、これに納税義務を課し、課税の基準を従来の収穫量から地価に改め、物納から金納に移行するというものでした。

その際に地積(面積)の測量等が行われ、図面が作成されましたが、次の点から面積や形状が必ずしも現地と整合しておらず、地域によっては脱落地・重複地などがあったといった問題も生じていました。

この地租改正で作成された図面が、現在の「公図」の基本になっています。

- ・ 短期間で作成されたこと。
- ・ 土地所有者等が測量を行い、官吏(かんり)が検査するという方法をとったこと。
- ・ 当時の測量技術が未熟であったこと。



▼地籍調査(ちせきちょうさ) 1951年(昭和26年)～

第2次世界大戦により疲弊(ひへい)した日本を再建するためには、国土資源の高度利用が不可欠でした。しかし、その前提となる国土に関する基礎資料が整備されていなかったことから、まず、国土の実態を正確に把握することが強く求められました。

現在の「地籍調査」は、昭和26年に制定された「国土調査法」に基づいて行われています。さらに、昭和37年に国土調査促進特別措置法が制定され、「国土調査事業十箇年計画」により地籍調査事業が強力に推進されています。

